豊川市国民保護計画

(令和7年9月変更)



豊川市

目 次

第1:		総			ì • •																													
第	1章	市	の	复務	、 計	画	の	位	置	づ	け	•	構	成	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
		1	市の	うして	務及	てい	市	玉	民	保	護	計	画	の	位	置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
2	市	国民	保護	善計	画σ) 樟	す成	<u>;</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
					保護																													
第	2章	玉	民傷	マス ひょうしゅう スタス おうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅう	措置	北	関	す	る	基	本	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	3章	関	係格	幾関	の事	務	又	は	業	務	の	大	綱	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	4章																																	
第	5章	市	国国	民保	護計	一画	が	対	象	لح	す	る	事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
		1	武力	り攻	撃事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
		2	緊急	急文	寸処 :	事	態	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	2
		_																																
第2	編 1章	平才	きから	らの	備え	しゃ	·予	防	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
		紐	織	体	制の)整	備	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
j	第 1	7	īにま ·	らけ	る組	1織	.	体	制	の	整	備	•	• 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
					部局																													
					確保																													
					関の																													
					権利																													
į	第2	関	係材	幾関	<i>ک</i> ص)連	携	体	制	の	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
					考え																													
					連携																													
					町木																													
		4	指定	E公	共機	艘	等	ځ	の;	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
		5	ボ:	ラン	ティ 保・	ア	. വ	体	等	こ	対	す	る	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	第3	通	信	り確	保•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
į	第 4	帽	報川	又集	・提 考え の伝	供	等	の	体	制	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
		1	基2	卜的	考え	_方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
		2	警幸	设等	の伝	達.	1=	必	要	な	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
		3	安石	5情	報の)収	集	•	整:	理	及	び	提	供	に	必	要	な	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
		4	被犯	泛情	報の訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)収	集	•	報	告	1=	必	要	な	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
j	第5	矽	修及	ひ	訓網	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
		1	研修	፟ •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	_	2	訓糸	東•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
第	2章				援及																													
		1	避業	催に	関す	る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
		2	避業	生実	施要 関す	領	り	۱۲	タ	_	ン	の	作	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
		3	救技	炭に	関す	-る	基	本	的	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
		4	連	5事	業者	iの	輸	送	力	• [輸:	送	施	設	の	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
		5	避難	惟施	設の)指	定	^	ത	協	力	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2

	6	生	活	関	連	等	施	設	の	把	握	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
第3章	- 牧	勿資	及	び	資	材	の	備	蓄		整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
	1	市	īl=	お	け	る	備	蓄	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•		•	-		4	
	2	市																																4	5
第4章	<u> </u>	国民	保	護	に	関	す	る	啓	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	1	玉	民	保	護	措	置	に	関	す	る	啓	発	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	2	缸	力	攻	擊	事	態	等	に	お	い	て		住	民	が	۲	る	べ	き	行	動	等	に	関	す	る	啓	発	•	•	•	•	4	7
第3編	武ス	力攻	て撃	事	態	等	^	の	対	処	: •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9
第1章	- 衫	刀動																																	
	1		態																																
	2	缸	力	攻	撃	等	の	兆	候	に	関	す	る	連	絡	が	あ	つ	た	場	合	の	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
第2章	: †	方対	策	本	部	の	設	置	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
	1	市	i対	策	本	部	の	設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
	2	市	i対	策	本	部	長	の	権	限	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	5
	3	瑪	地	調	整	所	の	設	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
	4	通	信	の	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	7
第3章	- 月	員係	機	関	相	互	の	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
	1	玉	•	県	の	対	策	本	部	لح	の	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
	2	知	事		指	定	行	政	機	関	の	長		指	定	地	方	行	政	機	関	の	長	等	^	の	措	置	要	請	等	•	•	5	8
	3	É	衛	隊	の	部	隊	等	の	派	遣	要	請	の	求	め	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
	4	伳	<u>1</u> の	市	町	村	等	に	対	す	る	応	援	の	要	求	•	事	務	の	委	託	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	9
	5	指	定	行	政	機	関	の	長	等	に	対	す	る	職	員	の	派	遣	要	請	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	0
	6	市	īの	行	う	応	援	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	0
	7	朩	┊ラ	ン	テ	1	ア	寸	体	等	1=	対	す	る	支	援	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	0
	8	住	民	<u>`</u>	の	協	力	要	請	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
第4章	- 賞	住 警報 警報	及	び	避	難	の	指	示	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
第 1	葟	警報	め	伝	達	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
	1	警	報	の	内	容	の	伝	達	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	2
	2	警	報	の	内	容	の	伝	達	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	3
	3	絜	急	通	報	の	伝	達	及	び	通	知	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	4
第 2	Æ	三警 緊難 避避	住	民	の	誘	導	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	5
	1	避	難	の	指	示	の	通	知	•	伝	達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	5
	2	過過	難	実	施	要	領	の	策	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	6
	4	事	態	の	類	型	等	に	応	じ	た	避	難	住	民	の	誘	導	に	当	た	つ	て	の	留	意	事	項	•	•	•	•	•	7	0
第5章	- 求	攵援	後 接	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	3
	1	救	援	の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	3
	2	탳	係	機	関	لح	の	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	3
	2 3 = 3	救	援	の	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	4
第6章	3	计否	情	報	の	収	集	•	提	供	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	5
	1	妄	否	情	報	の	収	集	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	5

	2	県	:1=	対:	する	る‡	银台	告	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	7	6
			·否																																	
			本																																	
第7章			攻																																	
第 1																																				
	1		力																																	
	2		力																																	
第2																																				
	1	退	措と避	の:	指表	下	•	•	•		•	•	•	•	•		•		ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	9
	2	警	戒	区:	域(の言	殳:	定	•		•	•	•	•	•		•		ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	0
	3	心	急	公	用負	負担	旦	等	•	•	•	-	•	•	•	•	-	•		•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	-	•	•	•	8	1
	4	消	防	12	對	する	3 t	措記	置:	等	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	1
第3	生	E活	関	連	等	施言	没し	12	お	け	る	災	害	<u>'</u> ^	· (7)	文	亅夂	14	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	4
	1	生	活	関:	連	等抗	施	设(か	安	全	確	保		•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	4
	2	危	.険	物:	質	等し	二1	系	る:	武	力	攻	:擊	災	害	σ.	财	上上	E,	及	び	防	除	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	4
第4	Ν	ΙB	С	攻	撃l	٥,	よ・	る	炎:	害	^	の	対	処	.等	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	8	6
第8章	初	災	情	報(の L	汉 ∮	集	及(J.	報	告	•	•	•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	9
第9章	仔	健	衛	生	の	寉仁	呆-	そ(か	他	の	措	置	•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	0
	1	保	健	衛:	生	刀石	確化	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	1
	2	廃	棄	物	のタ	υΞ	里	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	2
第10章		民	;生	活	の 5	安定	定		對	す	る	措	置	•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	2
	1	生	活	関:	連牲	勿〕	資:	等(か [,]	価	格	安	定	•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	2
	2	避	難	住.	民	等(<u>か</u>	生》	舌	安	定	等	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	2
	3	生	活	基	盤	等(の	確化	呆	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	2
第11章	特	號	標	章:	等(の3	交	付入	及	び	管	理	<u> </u>	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	3
第4編 第1章	復旧	3等	F •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	5
第1章	応	急	の	復	旧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	7
	1	基	本	的	考	えフ	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	7
	2	公	共	的	施	殳(の	心	急	の	復	旧	•	•	•	•	•	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	7
第2章																																				
第3章	玉	民	:保	護:	措記	置(_ <u> </u>	要	U:	た	費	用	の	支	弁	4	F •	•	ı	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	9
	1	玉	民	保	護	昔記	置(_ <u> </u>	要	し	た	費	用	(D)	支	弁	È.	Ξ		\	の	負	担	金	の	請	求	•	•	•	•	•	•	•	9	9
			失																																	
	3	総	合	調	整	及(げ	指	示	こ	関	す	る	損	失	O.)裤	すて		\mathcal{L}	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	9
第5編	緊急	刘	拠	事	態	^ (か	対	処	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	1
			急																																	
	2	緊	急	対	処፤	事	態	= 7	お	け	る	警	報	(O)	通	į 知	及	とて	外	둧	達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	3
			_ =																																	
国民保護	計画	1月	語	集	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	5

第1編総論

第1編総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に照らして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に照らして、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を 作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項に基づき、次の事項について定める。

- ① 本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関す

る事項

⑥ その他本市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要とされているため行わない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法が保障する国民の自由と権利を尊重する。

国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平 素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対して、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民の 自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないようにする。

なお、本市に居住し、又は滞在している外国人についても同様とする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者(※)その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援 を必要とする障害児等を含む。以下同様とする。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

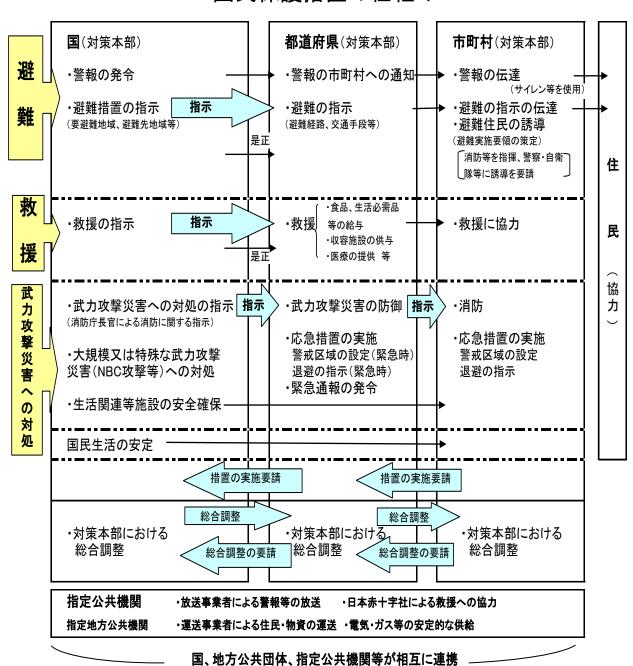
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じ、必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務や事業の大綱をあらかじめ把握しておく。

国民保護措置の仕組み



国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調
市	整その他の住民の避難に関する措置の実施
111	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関
	する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集
	その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

L AT A	,
機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の
	区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
	の実施
愛知県	7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救
	援に関する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示(緊急時)、
	警戒区域の設定(緊急時)、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の
	武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定
	に関する措置の実施
	10 交通規制の実施
	11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
	武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定 に関する措置の実施 10 交通規制の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整
	2 他管区警察局との連携
	3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
	4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
	2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関す
	ること
	3 非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 財政融資資金の貸付
	2 国有財産の無償貸付等
	3 金融に関する措置
	4 財政上の措置
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛知労働局	1 被災者の雇用対策
東海農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
	2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
(名古屋事務所)	
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保
	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
	3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安	1 火薬類・高圧ガス・電気・ガス・鉱山等の施設の安全確保
監督部	
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
	2 港湾施設の使用に関する連絡調整
	3 港湾施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整
	2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整
(中部空港事務所)	2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
部	
東京管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
(名古屋地方気象	
台)	

* * * * * /	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
第四管区海上保安	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
本部	3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等
	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻
	撃災害への対処に関する措置
中部地方環境事務	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
所	2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
(東海防衛支局)	2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の種類	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む)の内
	容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者	1 水の安定的な供給
水道用水供給事業者	
工業用水道事業者	
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療	1 医療の確保
機関	
河川管理施設、道	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
路、港湾、空港の管	
理者	
	1 医療救護
│ │日本赤十字社	2 外国人の安否調査
H V T V T J I L	3 救援物資の備蓄及び配分
	4 災害時の血液製剤の供給
	5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
H 'T`™ I J	2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた
	信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

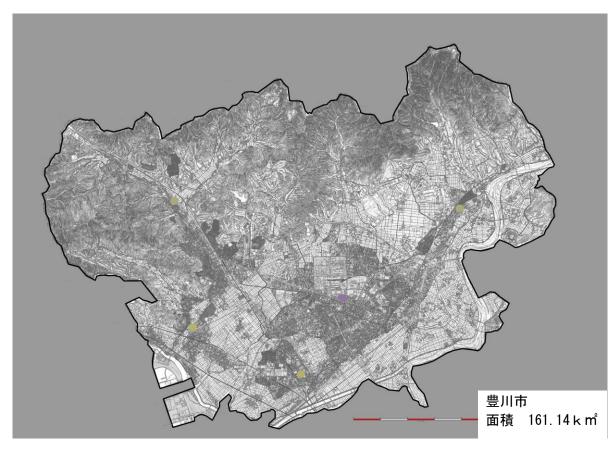
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり 考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

豊川市は、愛知県の東南部、東三河地方に位置する面積161.14kmの都市である。

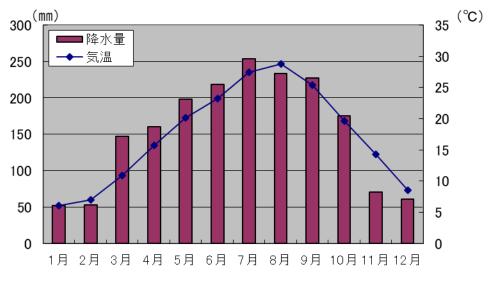
周辺を、東と南は、豊橋市、西は、蒲郡市、北は、新城市及び岡崎市と隣接し、 南西部は三河湾を臨む3.63kmの海岸線となっている。

地形は、北部を標高789mからなる本宮山等が三河山地南端の山地を形成し、その山麓前面に北東から南西にかけて東三河平野の豊川台地と呼ばれる洪積台地が市の中央部を占めている。さらにその南側の豊川流域から三河湾沿岸にかけては、沖積低地となっており、沿岸部には臨海埋立地域を有している。1級河川の豊川は、市の東部を南北に流れ、豊橋市を経て渥美湾に注いでいる。



(2) 気候

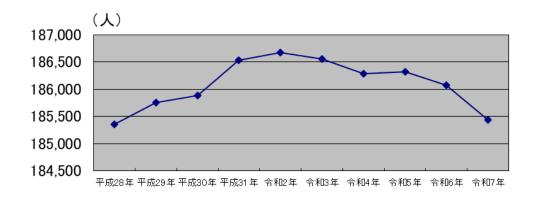
豊川市の気候は、太平洋岸式の気候区に属しており、全体的には温暖で、適量の降雨もあり、雪はまれにちらつく程度となっている。平成27年から令和6年までの10年間の年平均気温は、17.3度である。年間降水量においては、同期間において、平均1,850mmとなっている。



平成27年から令和6年までの10年間の月別平均気温及び平均降水量

(3) 人口

令和7年4月1日現在の豊川市の人口は、185,441人である。 平成28年から令和7年までの10年間における人口の推移は下図のとおりである。



平成28年から令和7年までの10年間の各年4月1日現在における住民基本台帳人口

	東部	金屋	中部	南部	代田田	西部	- 宮	音羽	御津	小 坂 井	計
男	14, 857	8, 721	8, 629	12, 239	7, 366	10, 977	8, 259	3, 962	6, 481	10, 857	92, 348
女	14, 903	8, 311	8, 825	12, 643	7, 410	11, 312	8, 067	4, 179	6, 528	10, 915	93, 093
計	29, 760	17, 032	17, 454	24, 882	14, 776	22, 289	16, 326	8, 141	13, 009	21, 772	185, 441

(単位:人)

令和7年4月1日現在の中学校区別住民基本台帳人口

(4) 道路の位置等

道路は、東名高速道路が市域北部を東西に伸び新城市及び岡崎市に繋がっている。 その結節点である豊川インターチェンジ及び音羽蒲郡インターチェンジがそれぞれ市 の東部と西部に位置している。また、新東名高速道路(インターチェンジなし)が市 域北部を東西に横断している。

主な幹線道路としては国道1号と国道23号が市域の南西部を南北に通り近隣市と接続、また、国道151号と国道247号(小坂井バイパス)が南東部を東西に通っており、市内の東名高速道路のインターチェンジや、近隣市の新東名高速道路のインターチェンジへ接続する道路となっている。さらに、市域の中央を環状に東三河環状線が通り、市街地を国府馬場線(姫街道)が横断し、各国道を結んでいる。

道路のうち、主要なものは、次のとおりである。

路線名	区間(市内)	延長(km)
東名高速道路	橋尾町大道通 ~ 長沢町西千東	15.5
新東名高速道路	東上町本宮山 ~ 萩町後田奥	10.0
国道1号	小坂井町大島 ~ 長沢町西千東	14.4
国道23号	伊奈町流田 ~ 御津町金野国坂	9.89
国道23号	御津町下佐脇義郎~御津町赤根前浜	3. 3
国道151号	小坂井町宮下 ~ 東上町東京寺	12.6
国道247号	小坂井町宮下 ~ 平井町丈方	2. 0
国道362号	住吉町1丁目 ~ 当古町西新屋	2. 2
主要地方道国府馬場線	御油町行力 ~ 中条町御堂前	7.7
主要地方道豊川新城線	桜町2丁目 ~ 東上町滝ノ入	13.7
主要地方道東三河環状線	三上町山西 ~ 御津町西方入浜	19.6

路線名	区 間(市内)	延長 (km)
之西北大洋曲括五七 约	三上町山西 ~ 三上町大柳	1. 3
主要地方道豊橋乗本線	金沢町村下 ~ 金沢町岡下	2. 1
主要地方道長沢蒲郡線	長沢町流田 ~ 長沢町西切山	4. 6

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、JR飯田線が市域東部を南北に走り、市域南西部をJR東海道本線とJR東海道新幹線(停車駅なし)が東西に走っている。また、名鉄は、豊川線が中心部を東西に結び、国府駅で名古屋本線に接続しており、これら路線には合計で19駅が設置されている。

事業者	路線名	区間	営業和数
JR東海	東海道新幹線	東京(東京都千代田区)~新大阪(大阪府大阪市)	552. 6
JR東海	東海道本線	東京(東京都千代田区)~神戸(兵庫県神戸市)	589. 5
JR東海	飯田線	豊橋(豊橋市) ~辰野(長野県上伊那郡辰野町)	195. 7
名古屋鉄道	名古屋本線	豊橋(豊橋市) ~名鉄岐阜(岐阜県岐阜市)	99.8
名古屋鉄道	豊川線	豊川稲荷(豊川市豊川町)~国府(豊川市久保町)	7. 2

(6) 港湾の位置等

港湾名	種類	水域面積	管理者	所 在 地
三河港	重要港湾	約13, 200ha	愛知県	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

(7) 自衛隊施設

施 設 名	主要部隊等	所 在 地
陸上自衛隊豊川駐屯地	第6施設群	豊川市穂ノ原1丁目1

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する 沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油 コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定 される。
- ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中枢、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。
- 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、 主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二

次災害の発生も想定される。また、NBC兵器や汚い爆弾(爆薬と放射性物質を 組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。

ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市長及び消防機関は、県、県警察、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市長又は知事の退避の指示等時宣に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- · 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速 な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内 への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - 原子力事業所等の破壊
 - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・危険物積載船への攻撃
 - ダムの破壊
 - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要な組織及び体制、要員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、要員の確保について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめその準備に必要な業務を定め、実施するものとする。

2 要員の確保

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に 万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる 体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市 長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を別に定める。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指名しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 交代要員等の確保

市長は、防災に関する体制を活用しつつ、豊川市国民保護対策本部 (以下「市対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について整備に努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに照らして、県と連携し、 地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、 施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集 基準を定めるよう努める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補

償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償	特定物資の収用に関すること (法第81条第2項)
(法第159条第1項)	特定物資の保管命令に関すること (法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること(法第82条)
	応急公用負担に関すること(法第113条第1項・5項)
損害補償	国民への協力要請によるもの
(法第160条)	(法第70条第1、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。 (法第6条、第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を豊川市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合 及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間 を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、 指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であ るため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村等、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的ネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市長は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国 民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止 措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を 図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、 近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関 し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等によ り、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市 町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC攻撃による災害に対応可能な部隊数や資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から、物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダー等に対する研修会等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との間の連携が図れるよう配慮する。

また、市は、国民保護措置についての訓練の実施を促進するものとし、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が 円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 高度情報通信ネットワークによる通信の確保

市は、武力攻撃災害における災害の発生時において、情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達経路の多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信の確保に当たっては、防災用として確保されている県の高度情報通信ネットワークを活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理を行う。

- ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操施 作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- 設 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有 ・ 線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、及び関連機器装 設 置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- 備 │・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要 面 │ な非常通信設備を定期的に総点検する。
- ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・ 連絡体制の整備を図る。
- ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分配慮し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事用 業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

・市民に情報を提供するに当たっては、防災情報伝達システム、広報車両等を活面 用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では、情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容 の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、 情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれら情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に 留意しながらデータベース化等の推進に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市長は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災情報伝達システムの運用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な防災情報伝達システムの有効な運用を図る。

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)(国において開発された、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市の防災情報伝達システムを起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム)の運用を確実に実施する。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に 行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等(海 上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署をいう。以下同じ。)との協力体制を構 築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知)については、住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、 官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担 も考慮して定める。

(6) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう県と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報システムの利用

市は、県と連携し、総務省(消防庁)が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。)を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市長は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び回答責任者を定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

また、県と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

(3) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

収集・報告すべき情報

ア 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
- 6 国籍
- ⑦ ①~⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- 9 負傷又は疾病の状況
- ① 現在の住所
- ① 連絡先その他必要情報
- ① 親族・同居者への回答の希望
- ③ 知人への回答の希望
- (4) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

イ 死亡住民

(上記①~⑦に加えて)

- (5) 死亡の日時、場所及び状況
- (16) 遺体が安置されている場所
- ① 連絡先その他必要情報
- ® ①~⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、 研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的 な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。こ のため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり 定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国及び県の研修機関の研修課程の活用や職員研修所等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、 多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に 関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やe - ラーニング等を活用する など多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁、学識経験者等外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置について の訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

市における訓練項目はおおむね以下のとおりとする。なお、訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努める。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項
 - ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民 保護措置についての訓練と防災訓練を有機的に連携させるよう配慮する。
 - ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を必要とする者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
 - ④ 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。 この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に

当たって強制にわたらないように留意するとともに、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。

⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促すよう努める。

6	市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な 事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に 記載しているものを除く。)。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速かつ適切に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備するとともに、最新の資料を常に把握し、関係機関への提供に努める。

市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

- 住宅地図
- ・区域内の道路網リスト
- 輸送力のリスト
- ・避難施設のリスト
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・生活関連等施設等のリスト
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧
- ・町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に照らして、平

素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、 観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施 要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や当該市が県の行う救援を補助する場合、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、知事が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有施設等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、知事が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所(最大出力 5 万kW以上)	経済産業省
		変電所(使用電力10万V以上)	
	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省
	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池	厚生労働省
		(10万㎡/日以上の給水能力)	
	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施	国土交通省
		設(平均利用者 1 0 万人以上/日以上)	
	5号	電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数	総務省
		が3万以上)	
	6号	放送用の無線設備	総務省
	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省
	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会

7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
8号	毒劇物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全	厚生労働省、農林水産省
	性の確保等に関する法律)	
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理する公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、 必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を 実施する。

この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、相互に活用することとし、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄数量等を踏まえ、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や 天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが 合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備 等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連 携しつつ必要な対応をする。

(3) 県及び他の市町村等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、 県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や、事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフラインについて、自然災害に対する既存

の予防措置を活用、整備し、その機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、 国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓 発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努める。

また、障害者や外国人に対しては、点字や外国語の広報媒体を使用するなど配慮する。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発と連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において、住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合など住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

夕数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも考えられ、市は、武力攻撃事態等や、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、 即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に照らして、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。
- ② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が

円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

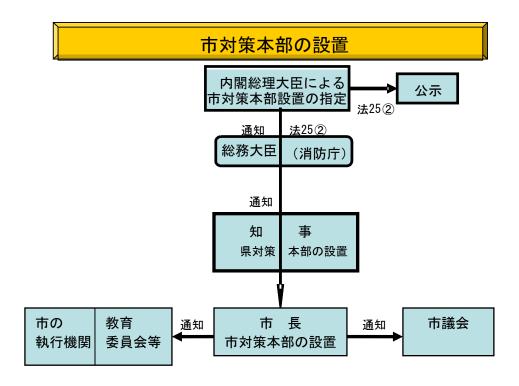
市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力 攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった 場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、 担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置



- (1) 市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。
 - ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市対策本部を 設置すべき市の指定の通知を受ける。
 - ② 市長による市対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。(※事前に緊急事態連 絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。)
 - ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集 市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参 集するよう連絡する。
 - ④ 市対策本部の開設 市対策本部担当者は、市役所に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 本部会議の開催等

市対策本部長は、情報収集等するため必要に応じ本部会議を開催する。

⑥ 交代要員の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑦ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を別に定める。

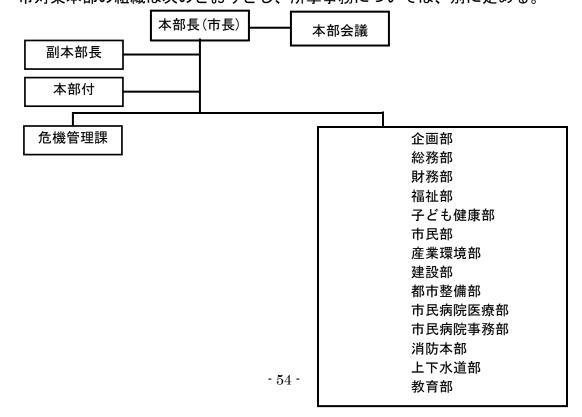
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織及び所掌事務

市対策本部の組織は次のとおりとし、所掌事務については、別に定める。



(4) 市対策本部における広報等

市は武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供を行うとともに、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や、市現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国 民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的 確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市の対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の 区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の 内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

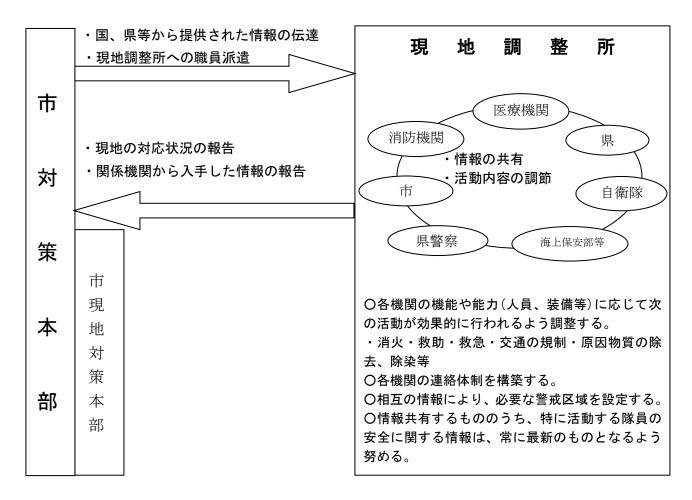
(6) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

3 現地調整所の設置

(1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、関係機関との情報共有及び活動調整を行うため、現地調整所を設置する。(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣する。)

【現地調整所の組織編制例】



- (2) 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- (3) 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。
- (4) 現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星可搬局、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、防災情報伝達システム、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

また、市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、 当該本部と緊密な連携を図る。

なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

- (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め 市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要 があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長 への要請を行うよう求める。
- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊愛知地方協力本部長又は豊川市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

[自衛隊の活動内容の例示]

- ・避難住民の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
- ・避難住民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及 び救出等)
- ・武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、N BC攻撃による汚染への対処等)
- ・武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去 等)
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村等への応援の要求
 - ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行

う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために 緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派 遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知 事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施する ことができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正 当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市はその内容の公示を行い、県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市に設置される災害ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

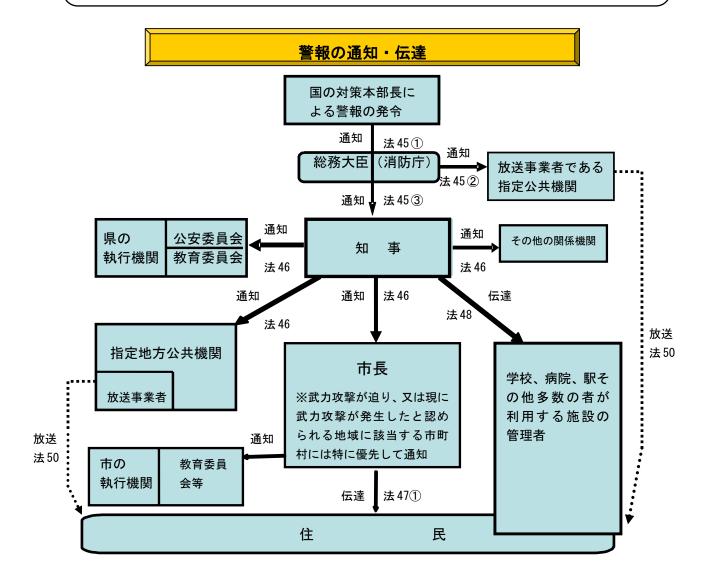
市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、 警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることか ら、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。



1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達等

① 市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体 (消防団、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議 所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

- (2) 警報の内容の通知
 - ① 市長は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市民病院、保育 園など)に対し、警報の内容を通知する。
 - ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により情報を伝達する。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発表された事実等を周知する。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災情報伝達システムによる伝達以外の方法も活用する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災情報伝達システムや市ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災情報伝達システムによる伝達以外の方法も活用する。

- (2) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、 緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームペ ージ等に掲載する等により、周知を図る。
- (3) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、 原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様 とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

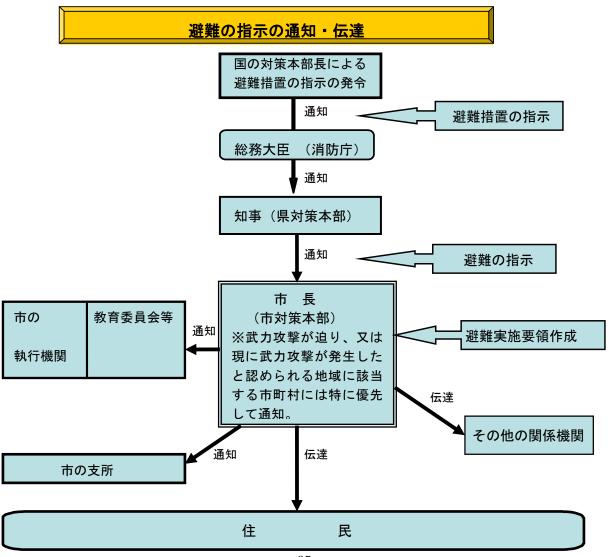
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・ 通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被 災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況につ いて、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、 その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



2 避難実施要領の策定

- (1) 避難実施要領の策定
 - ① 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
 - ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項(法定事項)

- ・避難経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住 民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項
- (2) 避難実施要領の策定の際の留意する事項
 - ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ② 避難先
 - ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ④ 集合時間
 - ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
 - ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
 - ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ① 避難住民の携行品、服装
 - ② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
 - ① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難時期、優先度、避難の形態)
 - ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者 支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家 用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の 団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民 に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保 安部等の長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防 団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、 学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではな い。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の 定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声機を活用する 等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車 両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部等の長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、 医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、 避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、 直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

当該要請に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 事態の類型等に応じた避難住民の誘導に当たっての留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが必要となる。

このため、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応する。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、状況の推移に伴う応急的かつ柔軟な対応 が必要となる。

① 国の対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難 実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、避難の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と平行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

〇 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」~「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた 移動」、といった手順が一般には考えられる。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、

県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域に おける屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、国の対策本部長から当初は屋内避難を内容とする避難措置が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

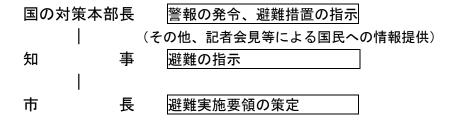
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- ③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された 段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また弾道ミサイルの主体(国又 は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミ サイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、 全国瞬時警報システム(JーALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の 行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、 すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避 難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

(4) 航空攻撃の場合

攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、警報と同時に住民を屋内に避難させることが必要である。

・弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(5) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合においては、次のことに留意して避難を行う。

- ① 避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずること。
- ② 風下方向を避けて避難を行うこと。
- ③ 国の対策本部長から示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示 及び知事による避難の指示を十分に踏まえること。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活 に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市(町村)との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の 措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施す る。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

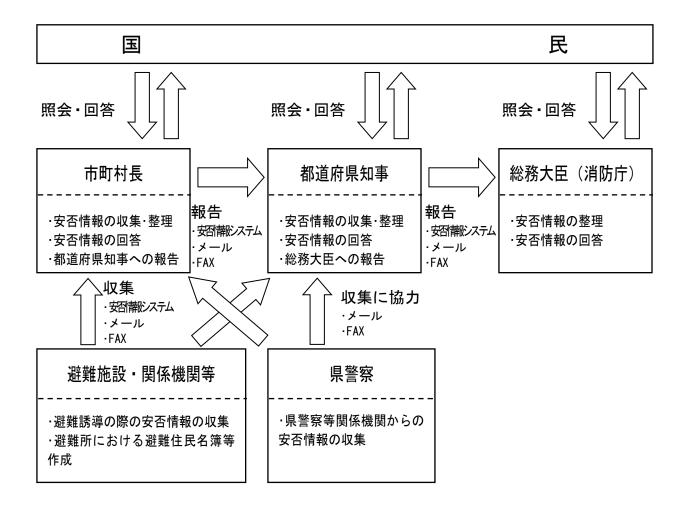
市長は、知事が集約し、所有している資料を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施 状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、 整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理 する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を 行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、 住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用し て行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の 確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定か でない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、 安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に 必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を電子メール等により送付する。なお、 事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を 行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対 策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

① 市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報 の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当 な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、次の項目を回答する。

- ・ 避難住民に該当するか否かの別
- ・ 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別
- ② 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、 照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目 を様式第5号により回答する。
- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や 連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきこと を職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により、多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、 自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、及び敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示する。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、防災情報伝達システム、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段

を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず 特殊標章を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
 - NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のため必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提

供及び支援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機 関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置 【対象】

① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、 貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区 域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護 法施行令第29条) ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国 民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)
- (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、 危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報について報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それ ぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行う。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に照らして、保健衛生担当部署等と緊密な連携を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法108条1項各号	汚染され、又はその疑いがある対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる
		・移動の制限
		・移動の禁止
		• 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	• 廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		• 封鎖
6号	場所	交通の制限
		交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該

措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6
	号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

〇被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した 日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の 状況等の被災情報について収集する。
- ② 市長は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市長は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 市長は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により 県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、 次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健師等の保健医療関係者による健康相談、 指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を 実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、 飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等に ついての住民に対して情報提供する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不 足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請 を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連

携して実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応 じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分 を業として行わせる。
- ② 市長は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境 省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ廃棄物の処理が円滑に行え る体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、 又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にか かる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に 関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延 滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



(オレンジ色地に青色の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付け内閣参事官(事態法制企画担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を 行うもの
- 消防団長及び消防団員
- 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他機関と協力しつつ、特殊標章及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて

啓発に努める。

第4編 復旧等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、 速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための 措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾・漁港施設について速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が、国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に関する損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。 ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態への対処の方針

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。市は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市長は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行う。

国民保護計画用語集

国民保護計画用語集

【あ行】

- **あ ○安否情報**:避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報〔法第94条第1項〕
- **い 〇 e ラーニング**:パソコンやインターネットなどを利用した教育
- **う 〇受入地域**:県域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域[法第58条第3項]
- え ONBC攻撃:核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃
- お **○応急公用負担**: 行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、 第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、 物的負担を求めることができる旨の規定がある〔法第113条〕

【か行】

- か **〇化学剤**: 化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体 に害を及ぼすもの(サリン、VX等)
- き **〇危険物質等**:引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質〔法第103条第1項〕
 - **○基本指針**: 武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置 の実施に関する基本的な方針〔法第32条第1項〕
 - ○教援:避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、 医療の提供などの措置〔法第75条〕
 - **○救護班**: 医師、看護師等で組織される数名のチームで、災害現場や救護所・避難所を回り医療を行うもの
 - **〇緊急交通路**:避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要があるため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路〔法第155条第1項〕
 - ○緊急対処事態:武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔武力攻撃事態対処法第25条第1項〕
 - **○緊急対処事態対処方針**:緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針〔武力攻撃 事態対処法第25条第1項〕
 - ○緊急対処保護措置:緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第172条第1項、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号〕
 - **〇緊急通行車両**:緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なもの〔法第155条第1項〕
 - ○緊急通報:武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報〔法第99条〕
 - **○被ばく医療に係る医療チーム**:原子力災害時に量子科学技術研究開発機構や国立病院等から現地に派遣される、医療関係者等からなるチーム
 - **○緊急物資**:避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実

施に当たって必要な物資及び資材〔法第79条第1項〕

- け **〇警戒区域**:市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を 行うことができる区域[法第114条第1項、第2項]
 - ○警報:武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本 方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報 [法第44条]
 - **〇県国民保護協議会**:県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、 知事に意見を述べる機関〔法第37条〕
 - **○県国民保護計画**:基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画〔法第 34条〕
 - **〇県対策本部**:県及び県内の市町村、指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る国 民保護措置の総合的な推進をつかさどる、愛知県国民保護対策本部[法第27条第2項]
- こ 〇広域応援体制:都道府県又は市町村の区域を越えた相互の応援体制
 - **○広域緊急援助隊**:高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の 部隊
 - **〇高度情報通信ネットワーク**:県の防災行政無線を発展させて整備した、県庁、県地方機関、市町村、防災関係機関等を結ぶ情報通信網
 - **〇後方医療活動**:災害時において、現地の救護所や医療機関で対応しきれない重症患者などを、対応可能な後方の医療機関に搬送して行う医療活動。災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う災害拠点病院などで実施される。
 - **○国際人道法**:武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方 法や手段を制限するために規定された国際法(ジュネーブ諸条約等)
 - ○国民保護措置:対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置〔法第2条第3項、武力攻撃事態対処法第22条第1号〕
 - **○国民保護等派遣**:防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合や、事態対策本部長(内閣総理大臣)から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣〔自衛隊法第77条の4〕

【さ行】

- **〇災害時優先電話**:災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話
- し **〇自主防災組織**:住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織〔災害対策基本法第5 条第2項〕
 - **○市町村国民保護計画**:県国民保護計画に基づき市町村長が作成する市町村の国民の保護 に関する計画〔法第35条〕
 - **〇指定行政機関**:内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるもの〔武力攻撃事態 対処法第2条第4号〕
 - **〇指定公共機関**:独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの [武力攻撃事態対処法第2条第6号]
 - **〇指定地方行政機関**:指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で

定めるもの〔武力攻撃事態対処法第2条第5号〕

- ○指定地方公共機関:都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの〔法第2条第2項〕
- **〇指定地方公共機関国民保護業務計画**:県国民保護計画に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画〔法第36条〕
- **〇収用**:知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること
- **〇収容施設**:被災者や避難住民を受入れるための施設(応急仮設住宅を含む)
- ○除染:人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること
- せ **〇生活関連等施設**:国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがある施設で政令で定めるもの〔法第102条〕
 - **〇生活関連物資等**:国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕
 - **〇生物剤**:生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの
- **そ 〇相互応援協定**:災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定

【た行】

- た 〇大規模集客施設:デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設
 - **〇対処基本方針**: 武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に 関する基本的な方針〔武力攻撃事態対処法第9条〕
 - **○対処措置**:対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方 公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置〔武力攻撃事態対処法 第2条第7号〕
 - **○ダーティーボム**:爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾
 - **〇弾道ミサイル**:ロケット推進により発射された後、放物線の軌道(弾道軌道)で飛ぶ対地ミサイル
- **5 〇治安出動**:一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動「自衛隊法第78条〕
- と **〇特定物質**: 救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの)で あって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔法第81 条第1項〕
 - **〇トリアージ**:一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること

【は行】

ひ **〇非常通信協議会**:人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要 な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関 係機関で構成されている連絡会〔電波法第74条の2〕

- ○非常通信体制:災害発生時などの非常時において通信を確保する体制
- **○避難先地域**:国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む) [法第52条第2項第2号]
- ○避難施設:知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設 [法第148条]
- ○避難実施要領:避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの〔法第61条〕
- ○**避難住民**:避難を行った者又は避難の途中にある者(住民以外の滞在者を含む)
- ○避難住民等:避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔法第75条第1項〕
- **○避難措置の指示**:国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示[法第52条第1項]
- ○避難の指示: 避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示[法第54条第1項]
- ○避難誘導:避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと〔法第62条第1項〕
- ふ ○輻輳:交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること
 - ○武力攻撃:我が国に対する外部から武力攻撃〔武力攻撃事態対処法第2条第1号〕
 - **○武力攻撃事態**: 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態[武力攻撃事態対処法第2条第2号]
 - **〇武力攻撃予測事態**:武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測 されるに至った事態[武力攻撃事態対処法第2条第3号]
 - ○武力攻撃事態等:武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態〔武力攻撃事態対処法第1条〕
 - **○武力攻撃災害**: 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、 放射性物質の放出その他の人的又は物的災害〔法第2条第4項〕
 - **〇武力攻撃災害への対処に関する措置**:武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置[法第97条第1項]
 - **○武力攻撃事態対処法**:「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の略
- ほ **〇防衛出動**: 武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大 臣が命じる自衛隊の出動〔自衛隊法第76条〕
 - **○防護服**:放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備
 - **○防災行政無線**:県・市町村・関係機関が相互に、あるいは市町村から住民に対して、防 災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム
 - **〇保管命令**: 救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが 生産者・販売者等に対して行う命令(隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止) 〔法第81条第 3項〕

【や行】

よ **〇要避難地域**:国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域 [法第52条第2項第1号]

【ら行】

り **〇利用指針**: 武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の 対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・ 電波の利用に関する指針(特定の者の優先的な利用の確保) 〔武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律〕

豊川市国民保護計画

平成 19 年 1 月 24 日作成 平成 20 年 7 月 22 日変更 平成 21 年 10 月 28 日変更 平成 22 年 9 月 7 日変更 平成 23 年 9 月 16 日変更 平成 27 年 2 月 23 日変更 平成 29 年 2 月 3 日変更 中成 5 年 2 月 17 日変更 令和 7 年 9 月 10 日変更

発 行 豊川市

〒442-8601

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2111

編 集 危機管理課